

第46回内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価広報課

1. 日 時：平成24年3月29日（木） 14：00～15：15
2. 場 所：内閣府庁舎3階特別会議室
3. 出席委員：山本委員長、石川委員、伊集院委員、上野委員、遠藤委員、大隈委員、大河内委員、中野目委員、長岡委員、野口委員、平澤委員、渡邊委員
4. 議事概要
 - (1) （独）沖縄科学技術研究基盤整備機構の「平成23年度業務実績の評価」、「中期目標期間の業務実績に関する評価(案)」について、説明がなされ、意見交換の結果、委員会として了承された。
 - (2) （独）北方領土問題対策協会、（独）国民生活センターの中期目標期間終了時の組織、業務全般の見直しのための取組み（仮評価）について説明がなされ、各分科会において評価原案を作成し、評価委員会において審議することが取り決められた。
 - (3) 独立行政法人北方領土問題対策協会から、「業務報告書の一部変更」、「長期借入金・償還計画」について説明がなされ、意見交換の結果、委員会として了承された。
 - (4) 事務局から「独立行政法人を巡る最近の動きについて」、「評価委員会等の今後の開催予定」について説明を行った。

5. 議 事

○山本委員長 どうも皆様、本日は御多忙のところ御参集いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、第46回評価委員会を開催いたします。

議事に入ります前に、内閣府の事務局に人事異動がございましたので御紹介いたします。

新たに幸田政策評価審議官が就任しております。一言、ごあいさつをお願いいたします。

○幸田政策評価審議官 幸田でございます。前任者の武川同様、よろしくお願い申し上げます。

○山本委員長 よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の委員会ですが、定足数を満たしておりますので議事に入らせていただきます。

本日の議題ですけれども、お手元に次第が示されているとおりでありまして、独法をめぐる最近の動きに関するご報告をいただいた後、沖縄機構の23年度業務実績評価報告及び中期目標期間の業務実績評価のご決定をお願いいたします。更に、北対協の中期目標期間業績実績の仮評価の進め方、同じく国民生活センターの中期目標期間業績実績の仮評価の進め方についてお諮りするというアジェンダになっております。

まず初めに、独法をめぐる最近の動きにつきまして、事務局より御報告がございます。よろしくお願いいたします。

○池永政策評価広報課長 それでは、資料1-1をごらんください。これは、平成22年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果について、総務省の政独委から12月9日に送られたものでございます。

1枚めくっていただいて3ページの別紙1というのをご覧いただきますと、まず「所管法人共通」というものがございますが、4ページの上をご覧いただきますと、平成21年度に政独委が指摘した事項のフォローアップについてちゃんと言及しているかということについて、国民生活センターは言及が不十分だという意見がございます。

また、更に6ページ以降には個別に意見のある法人として北対協と国民生活センターに対して意見が述べられております。

まず、6ページが北対協に対する意見でございます。北方領土返還要求運動について、事業の効果を客観的かつ適切に評価するとともに、啓発事業による効果把握のための定量的な指標の設定と厳格な評価を行うべきであると言われております。

また、「北方領土を目で見る運動」につきましては、施設の改善要望等の把握や改善状況等を明らかにさせた上で、施設の有効活用に向けた取組みの適切性の評価を行うべきと言っております。

また、調査研究事業につきましては7ページの方の記述になりますけれども、調査研究の実施効果を図る指標の設定、事業の積極的な改廃の評価を行うべきというふうに述べております。

「国民生活センター」につきましては、「早期警戒指標」の「急増指標」について消費者被害の未然防止・拡大防止への寄与という観点から、有効性や情報提供の効果についての評価を行うべきといった意見が出されております。

別紙6というのが次のページに付いておりますが、これは今回、「東日本大震災による各法人の業務への影響及び震災対応関係の業務の実施状況」についてまとめたものでございます。

次に、独立行政法人の制度及び組織の見直しにかかる検討について御説明いたします。前回の委員会で、行政刷新会議においてこういう検討がなされているということで、報告書を取りまとめる直前というような時期だったと思っておりますが、おおよその内

容を御説明いたしました。その後、分科会報告がまとまりまして、資料1-2にございますように、それを基に「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」というものが策定されて、1月19日に行政刷新会議、1月20日に閣議決定されております。

資料の1-3、1-4、1-5は、行政刷新会議で配布された資料でございます。閣議決定は1-2ですけれども、配布資料1-3の概要で御説明したいと思います。

資料1-3をごらんいただきますと、まず「Ⅰ 独立行政法人の制度・組織の見直しの背景と基本的考え方」となっています。ここでは、基本的考えとして①から④まで挙げられています。①ゼロベースで見直して廃止や民営化を検討する。②法人の事務・事業の特性により類型化し、類型ごとに最適なガバナンスを構築する。③政策実施機能の強化や効率性の向上の観点から法人を再編する。④共通するルールを整備する。このようなことが示されております。

「Ⅱ 独立行政法人の制度の見直し」とありますが、ここでは類型化とガバナンスを構築するとされています。類型化としては大きく分けて2つあって、1つ目が「成果目標達成法人」、これは一定の自主的・自律的裁量を有しつつ、主務大臣が設定した成果目標を達成することが求められるものでございます。もう一つは「行政執行法人」と言って2ページになりますが、国の判断と責任の下で确实・正確な執行に重点を置くとされております。

1ページに戻っていただきますと、成果目標達成法人は類型が更に分かれておりまして、研究開発型、金融業務型、文化振興型、大学連携型、国際業務型、人材育成型、行政事業型といったタイプがあって、それぞれについて構築すべきガバナンスというものが記述されております。

2ページにいていただきますと、先ほど申し上げた行政執行法人については単年度ごとに目標管理するとなっています。

それで、「新たな法人制度に共通するルールの整備」というのが記述されておりますけれども、そこでは「①法人の内外から業務運営を適正化する仕組みの導入」とありまして、ここでは主務大臣の是正命令など、国の関与の強化ということがうたわれております。②は、「財政規律の抜本的な強化」です。「③一貫性・実効性のある目標・評価の仕組みの構築」とありますが、評価はこれまでは府省の評価委員会が実施し、更に二次評価として政独委がやっていた訳ですが、そうではなくて評価の主体が主務大臣になるといったことが言われています。「④国民目線での第三者チェックと情報公開の推進」では、第三者機関により主務大臣の評価等を点検するということが言われております。

「Ⅲ 独立行政法人の組織の見直し」ということで、これを見直した結果、現行102法人が65法人に縮減となっております。

それで、内閣府所管の各法人がどうなるかということは、閣議決定で見ますと先ほ

どの資料 1 - 2 の最後の 15 ページ目に書かれております。

「国立公文書館」は、公文書管理法に定める法施行後 5 年を目途とする見直しの中で検討を行う。

北対協は、成果目標達成法人と分類される。ただ、北対協につきましては、先ほど更に成果目標達成法人の中でタイプ分けということを申し上げたのですが、そういった何とか型というものには分類されないで、共通のルールのみが適用されるという整理になっております。

「国民生活センター」は、平成 25 年度を目途に機能を国に移管するとなっております。

本日お配りした資料 1 - 5 は、この閣議決定の基となった分科会報告から抜粋したものでございますが、各法人について背景も含めてその報告書の中で取扱いが書かれております。

「独立行政法人をめぐる最近の動きについて」の報告は以上でございます。個別の法人について御質問がございましたら、この後、各法人からのセッションがございますので、そちらで聞いていただければと思います。

以上でございます。

○山本委員長 それでは、ただいまの御説明につきまして、何か御質問等がございましたら御発言をお願いします。

今日、個別に公文書館は予定されていないのですが、公文書館について御質問があった場合にはいかがいたしましょうか。

○池永政策評価広報課長 私どもでわかる範囲でお答えしますし、個別の質問についてはまた追ってお答えしたいと思います。

○山本委員長 そういうことでございますので、どうぞ御遠慮なく御発言ください。特にございませんでしょうか。

そういたしましたら、本日の御報告を承りましたが、制度変更がありますと私たちの業務にも影響がございますので、引き続き関心を持って注意してまいりたいと考えます。

続きまして、沖縄機構の関係に移ります。沖縄機構の平成 23 年度業務実績の評価につきまして、平澤分科会長から御報告をいただきます。よろしく願いいたします。

○平澤委員 まず、資料 2 - 1 の個別年度評価について御報告いたします。

業務実績 23 年度の評価に関しては、昨年 11 月の学校法人の成立とともにこの機構は解散しておりまして、4 月から 10 月末まで 7 か月の実績の評価ということになります。分科会としては、2 月 3 日に機構からヒアリングをいたしまして、2 月 28、29 日に現地視察をし、そして 3 月 12 日の分科会において 2 - 1 のような評価をいたしました。

資料 2 - 1 の 3 ページ目をごらんいただきたいのですが、最後のところに「総合評

価」という項目があります。その総合評価の中をまず御説明したいと思います。平成23年度は平成21年4月から始まった第2期の最終年度に当たるということで、先ほども申し上げたとおりでありますけれども、沖縄機構が昨年の11月学園設立により解散したということから、7か月という短い期間でありました。

しかしながら、この7か月の間というのは、実は機構としてはその活動を締めくくる最も重要な時期に当たっていたかと思います。そして、結果として学園として新たなスタートを切ることができ、着実にその準備を進めたということが認められます。

特にエグゼクティブ・コミッティ等の機構内の会議を活用して、教育研究体制の拡充と、それに合わせた教育環境の整備、それから学園における新たな事務組織の規程類の整備等に向けた準備、そして学校法人への移行とその後の開学に向けた各種の取組み、ここの部分に関しては文部科学省の評価委員会とも共管になっているわけですが、それらが有機的な連関の下で計画的かつ組織的に進められたということを高く評価したいと考えております。

最後でありますけれども、平成17年9月に設立されたこの機構が、沖縄における世界のトップレベルの大学院大学の実現に向けて、その設置のための準備を成功裏に終えたということを高く評価するとともに、機構の役職員を始めとして関係者、この関係者の中には内閣府の御担当の方等も含まれておりますが、そのご尽力に対して高く敬意を表したいと思っております。

個別の評価結果でありますけれども、A+と、それからBが1つずつあります。そのほかはすべてA、ほぼ満足のいく状況ということであります。

まず、A+のところでありまして、これは1ページ目の最初のところであります。1.の「(1) 科学技術に関する研究開発」、ここのアクティビティがどのように高められるかということが今後の大学院大学のアクティビティを決める最も重要な部分であったわけでありまして、たしか中心になる研究者27名を45名に増やすというときに、物理学の分野を中心にして非常に融和のとれる研究分野を持っている方たち、しかも非常に優秀であり、そしてまた年齢的にもバランスがとれている。それから、外国の方が3分の2ぐらいという非常にいいバランスで、高い質が確保されたと考えております。こういうことから、研究者の採用をA+と評価いたしました。

それからBでありますけれども、これは2ページ目の上の方の「(3) 入札・契約の適正化及び調達事務の効率化」のところでありまして、この2つ目のブレットでありますけれども、これは平成23年11月に機構が過去に行った委託契約に関する会計検査院からの指摘が行われております。これは、その委託契約の入札に当たりまして、予定価格の算定にミスがあったということでありまして、決して悪意があったわけではないので、事務的なミスだと考えております。そして、その後、再発防止に向けた取組みが進められております。

しかし、多少厳しいかもしれませんが、こういう指摘を受け、それから入札予定価

格としてはやはり高目に設定してしまったということを含めて、満足のいく実施状況とするにはまずいだろうということで、最終的にB評価といたしました。

それから、財務諸表については平成23年度の財務諸表に特に分科会では意見をつけることは必要ないということで問題がないというふうに御報告させていただきました。以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

こちらの各年度の評価につきましては各分科会の議決事項となっており、既に議決されておりますけれども、この機会に委員の皆様から何か御質問等がございましたら承りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。特段、御質問等はございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、平成23年度の沖縄機構の実績評価につきましては当委員会として承ったということとさせていただきます。

続きまして、今度は沖縄機構の中期目標期間の業務実績に関して御審議をお願いいたします。この中期目標期間における業務実績につきましては、通則法上評価委員会の評価を受けなければいけない。そして、分科会との分掌では一応評価委員会の方で議決するという事になってございますが、分科会において事前に原案を検討していただいて御報告いただき、ご審議をいただくということになっております。

分科会において昨年の仮評価を基に原案を作成いただいておりますので、これも平澤分科会長の方から御説明をお願いいたします。

○平澤委員 資料2-2であります。私の方からは、資料2-2の最後の4ページ目の「総合評価」のところについて御報告したいと思います。

今、委員長から御説明がありましたように、2年7か月という期間でありますけれども、その中期目標期間の進捗を我々は精査いたしました。そして、全体としては平成17年の9月にこの沖縄大学院大学の設置準備のために機構が設立されたわけでありまして、21年4月から始まったその第2期の期間というのは開学を実現するための具体的な準備ということが最大の課題でありました。

そして、この中期期間中、前期に構築された基盤の上で研究体制の拡充、施設設備の整備、それから大学設置準備等、平成24年秋、9月の開学に向けた取組みが着実かつ組織的に実施され、世界最高の大学院大学の実現に挑戦するための高い発射台が準備されました。以上により、中期目標は達成されたものと認めます。

また、21年度に顕在化いたしました施設整備にかかる予算超過問題、これはこの委員会でも何回か御報告させていただきましたけれども、そこで見られたように機構の管理運営面において過去、脆弱な面が見られたことも否定できない事実であります。

しかし、平成22年度以降、事務組織が整備され、常勤の監事も任命されて、管理運営体制の改善強化が進んだところであります。現在では、この期間中、問題ない状況にまで回復したと考えております。

最後に、今申しましたような、沖縄において国際的に卓越した教育研究を行うという大学院大学の理念は従来、我が国にはなかった新しい仕組みづくりであったわけがあります。そのためには、沖縄の県民を始めとして広く国民の理解を得ることが必要だと思っております。

学園に定められた使命を担い、大学院大学がこれからも頑張られることを期待して、御報告を締めたいと思います。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

沖縄振興局の方から御報告があればお願いいたします。

○岩井大学院大学企画推進室次長 それでは、沖縄振興局でございますが、評価表につきましてポイントを補足説明させていただきます。

まず、Iの「中期目標の項目別評価」の「1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」でございます。

こちらの(1)の「科学技術に関する研究開発」におきましては、期間中に研究ユニットの数は大幅に増加しており、先端的な学際分野における教育研究という大学院大学の在り方を踏まえまして、国際的で多様性に富んだ研究体制が整備されたものと認められている。また、研究者の質につきましても、大学院大学の理念に見合ったものが確保されているという評価をいただいております。

次に、(2)の「成果の普及及びその活用の促進」でございます。こちらにつきましては、論文発表数、学会発表数は大幅に増加しており、研究活動の進展が認められる。質の高い研究成果の世界的に著名な学術誌への掲載が、国内外における機構及び大学院大学の知名度・評価の向上につながっているものと認められると評価をいただいております。

「(3) 研究者の養成及びその資質の向上、研究者の交流」におきましては、期間中を通じまして、国際コース・ワークショップ、セミナー、シンポジウムが活発に開催されており、アンケート結果により、参加者の満足の高く高い質が維持されていると認められる。これらに参加する国内外の多くの研究者、学生との交流が機構及び大学院大学の知名度の向上につながり、開学に向けた学生募集に貢献したものと認められるという評価をいただいております。

次の(4)の「大学院大学の設置の準備」につきましては、22年7月の初代学長予定者を選出し、大学院大学設置準備を計画的かつ組織的に行い、予定どおり23年3月に文部科学大臣への認可を申請し、10月に認可を取得した点、及び必要な規程類の整備などが着実かつ組織的に進められた点を評価いただいております。

次に、2の「業務の効率化に関する事項」でございます。こちらは、(2)の「予算の適正かつ効率的な執行」におきまして、21年度に組織体制の不備などに起因する大幅な予算超過問題が顕在化したものの、その後、組織体制を強化するとともに、「施設及び建設に関する予算検討委員会」など、予算執行管理体制の適正化を担保するシス

テムを構築しまして、事前と事後の予算管理を強化するなど、予算の適正な執行に努めているという評価をいただいております。

次の（３）の「入札・契約の適正化及び調達事務の効率化」につきましては、一括購入、単価契約、保守契約の一括化等、さまざまな調達・契約方法の活用によりまして、業務の効率化及び調達コストの削減に努めている点は評価できるという評価をいただいております。

また、次の（４）の「給与水準の適正化」におきましては、給与水準の適正化に向けた計画は着実に実施されており、ラスパイレス指数も低下してきている。また、開学に向けて業務が拡大する中、人件費全体の抑制にも努めたものと認められるという評価をそれぞれいただいております。

次に、（６）の「効率的な事務事業の実施を確保するための取組の強化」につきましては、21年度に常勤の監事が着任して以降、定期監査また随時監査を適切に実施する体制が構築されてきた。監事の所見は機構内の会議などを通じまして役職員に伝達され、ガバナンス及び内部統制の強化、業務運営の改善に役立てられている。また、エグゼクティブ・コミッティの開催など、法人のミッションを共有し、業務運営状況の把握・進捗管理などを行いまして、理事長のリーダーシップをサポートするための取組みが行われているという評価をいただいております。

次に、大きな３番の「財務内容の改善に関する事項」につきましては、競争的研究資金を含みます外部資金の獲得額は絶対額としては少ないものの、年々着実に増加してきており、外部資金の獲得に向けた組織的な取組みが着実に進展しているものと認められるという評価をいただいております。

次に、大きな４番の「その他業務運営に関する重要事項」につきましては、「（１）施設・設備に関する事項」におきまして、第３研究棟の着工は見送られたものの、21年度に第１研究棟と管理棟の供用が開始されるとともに、第２研究棟、講堂、ヴィレッジゾーンの整備も予定どおり進められており、開学に向けた教育研究環境の整備が着実に進められているという評価をいただいております。

次の（３）の「事務局体制の整備」につきましては、従来は重要ポストが兼務とされるなど、適切な事務組織が構築されているとは言い難い状態が生じておりましたが、専任の事務局長を始めとします幹部職員の配置など、開学に向けた組織の見直しや適切な人員配置によりまして、事務局体制が強化されたものと認められるという評価をいただいております。

そのほかに、（４）の「社会的責任を果たすための取組」におきましては、地元の高校生を始めとします見学者のキャンパス見学への受入れ、またイベントの開催、講演の実施など、地域の住民との交流や地元の理解を得るための活動が積極的に行われるようになってきているという点を評価いただいております。

Ⅲの「法人の長等の業務運営状況」でございますが、こちらは理事長、理事、監事、

それぞれにその業務の運営状況についてコメントをいただいております。また 21 年度に顕在化した予算超過問題の後に行われた事務局体制の整備、業務運営の改善によりまして、適切かつ組織的な業務遂行が行われるようになったものと認められるという評価をいただいております。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの中期目標期間の業務実績評価に関する評価表（案）につきまして、委員の皆様のご意見、御質問を承りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。特段、御質問、御意見はございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、沖縄機構の中期目標期間の業務実績評価に関する評価につきましては、委員会として了承することとさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

沖縄科学技術研究基盤整備機構につきましては、今年の 10 月 31 日をもって解散しております。今回の評価委員会で沖縄機構関連の審議は終了ということになります。平澤分科会長を始め沖縄分科会委員の皆様におかれては、機構発足以来、長きにわたり御尽力賜りまして誠にありがとうございました。

なお、御苦勞様ですと申し上げた後で恐縮ですけれども、政令上、沖縄分科会自体は一応本年 10 月 31 日まで存続し、本年 10 月 31 日をもって解散という予定になってございますので、それまでの間は分科会委員として引き続き御在任いただくということとよろしく願いいたします。

では、どうも御苦勞様でございました。

（沖縄科学技術研究基盤整備機構関係者退室・北方領土問題対策協会関係者入室）

○山本委員長 続きまして、北対協関係の審議に移らせていただきます。

最初に、北対協の中期目標期間が平成 24 年度末で終了いたしますので、中期目標期間の業務実績の仮評価の取扱いにつきまして御審議を賜りたいと思います。この点につきまして、まず事務局から御説明をお願いいたします。

○池永政策評価広報課長 中期目標期間の仮評価と見直しの当初案の扱いについて御説明いたします。

通則法の 34 条に基づき、独立行政法人は中期目標期間の業務実績について評価委員会の評価を受けなければならないとなっています。また、35 条に基づいて、主務大臣は中期目標終了時において業務・組織の検討を行うこととなっており、その際、評価委員会の意見を聞かなければならないということとなっております。

北方領土問題対策協会につきましては、来年の 3 月末で第 2 期の中期目標期間が終了いたします。

お手元の参考 1 をご覧いただけますでしょうか。タイムスケジュールが出ておりますが、計画が終了しようとする年度の 8 月末ごろには、主務大臣は評価委員会の意見

を踏まえて組織・業務全般の見直し案を作成して、予算等の要求を反映させて見直し当初案を総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に提出しなければなりません。

中期目標期間終了時の業務は当評価委員会の役割となっはいるのですが、これまでと同様に、担当する分科会において年度の業務評価と合わせて中期目標期間の仮評価と見直し当初案の原案を作成いただくことが効率的であると考えられます。

したがって、まず夏までに北方領土問題対策協会の分科会において原案を作成いただき、8月の評価委員会で審議評価を行い決定いただくという進め方でよいか、お諮りいただきたいというのが第1点でございます。

第2点目でございますが、参考4をごらんいただきますと、これは仮評価のためのフォーマットでございます。毎年の年度評価の総合評価法を基に作成しているものではありますが、この様式で仮評価を今年の夏に行うこととしてよろしいか、合わせてお諮りさせていただくというのが第2点目でございます。

よろしく願いいたします。

○山本委員長　そういうことでございまして、中期目標期間のこの仮評価につきましては、議決は当委員会で行いますけれども、その前提作業として原案作成につきまして分科会をお願いしたいということで、従来そういうやり方で行っておりますので、この点につきましてそれでよろしいかどうか。それから、この仮評価表につきまして何か御意見、御質問があったら承りたいということでございます。いかがでしょうか。特に御質問、御意見ございませんでしょうか。

ございませぬようでしたら、先ほど事務局から御説明がありましたように、7月ないし8月に分科会でまず仮評価、見直し案の原案を作成いただき、それを委員会へ御提案いただくという手順で進めさせていただきます。また、仮評価表につきましてもお示しの評価表で作業を行う旨決定させていただきます。どうもありがとうございます。

次に、北対協関連で業務方法書の変更及び長期借入金・償還計画につきましてお諮り申し上げます。この点につきまして、まず北対協から御説明をお願いいたします。

○荒川北対協理事長　北対協の理事長を務めます荒川です。本年1月1日付で任命されましたので、よろしくお願い申し上げます。それまで札幌で専務理事を務めておりました。その後任が佐々木でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○佐々木北対協専務理事　それでは、業務方法書の一部変更から御説明させていただきます。

当協会は、主な業務の一つとして、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づきまして、北方地域旧漁業権者等に対し、事業及び生活の安定を図るための資金を低利で融通する貸付業務を行っておりますが、その貸付業務にかかる業務方法書の一部変更及び平成24事業年度の長期借入金とその償還計画について説明させていただきます。

まず業務方法書の一部変更ですが、資料3-1をご覧くださいと思います。

次のページ以降に業務方法書の実際のものが載っておりますけれども、3ページのところに第8条とあります。この第2項第1号のところで別表とありますが、8ページ以降に細かい別表が載せてありますけれども、この真ん中辺の下線の引いてあるところが利率の変更のある部分でございます。ちょっと細かいので、最初のページに戻って御説明させていただきます。

今回の変更は4月と10月の2回、定例的に行っている利率の変更でありまして、今回は直近月、3月の利率に基づき変更を行うものでございます。

まず、事業設備資金に関してでございます。基準としている漁業近代化資金の利率が1.30%となっております。北方地域旧漁業権者等その他の者の営む事業及びその生活に必要な資金を低利で融通させるという法の趣旨を踏まえまして、設定水準を基準利率の80%としておりますことから、新たな協会貸付利率を1.04%としております。この場合、現行利率との比較では0.08%の引下げとなります。

同様に住宅資金に関しまして、住宅金融支援機構と民間金融機関501機関の提携による証券化ローン、フラット35の全国の平均利率が2.317%であり、その8割となる1.85%としております。この場合も、現行の利率から0.11%の引下げとなります。

なお、漁業、農畜産林業、商工業に関してはもう一つ経営資金というのがありますのが、これについては償還が1年以内及び1年超3年以内の両資金ともそれぞれ基準としている北海道の資金でございます漁業振興資金及び日本政策金融公庫の資金でございます経営改善貸付の利率に変更がありませんので、現行のまま据置きとなります。以上が、業務方法書の一部変更についてでございます。

それでは、資料3-2をご覧くださいと思います。長期借入金とその償還計画について、資料に沿って説明させていただきます。

1番のところに理由を書いております、「借入を必要とする理由」ですが、北方地域旧漁業権者等に対する漁業、その他事業及び生活に必要なとする資金、14億円を貸し付ける原資及び長期借入金の一部返済原資として市中金融機関から借り入れるというものでございます。なお、当協会の年間の総貸付枠は業務方法書において14億円以内と定められております。

次に2番の「借入金の額」ですが、総借入金額は16億9,190万円必要となります。その内訳は、有担保借入が2億5,190万円、これは基金として積み立てております10億円を担保として借り入れるものでございます。それから、無担保の借入については14億4,000万円となっております。

3番は「借入予定先」でございますが、長期借入金の安定した調達を図るため、北海道の地方銀行である北洋銀行、その他4金融機関、全部で5金融機関からの借入れを予定しております。

4番の「借入金の利率」ですが、有担保借入については、1年物の定期預金預入利

率の0.03%に0.5%を上乗せした合計0.53%としております。無担保借入については、みずほコーポレート銀行発表の長期プライムレートを適用します。現段階では1.35%ですけれども、実際は借入れを予定している25年3月の長プラのレートを適用することになります。

5番の「借入金の償還の方法及び期限」ですが、償還方法につきましては年1回支払いする年賦元金均等償還でございます。償還期限については、借入れした翌事業年度に第1回の償還を行い、7年以内で償還することとしております。

6の「利息の支払の方法及び期限」ですが、支払方法については年2回の半年ごとの後払い、支払期限については元金と同様でございます。

次に、平成24事業年度における長期借入金の償還計画についてご説明いたします。今の資料3-2の2ページ目になります。2つ表がありますけれども、上の方の表からご覧いただきたいと思っております。

23事業年度末の長期借入金の残高見込額は、一番左の数字でございます49億7,910万円の予定となっております。平成24事業年度の新規借入予定額は、その右側にありますとおり16億9,190万円です。一方、償還予定額はその右側にあります12億2,680万円で、年度末の借入残高は23年度末の残高見込みに新規借入の分を足して償還予定の部分の引いた残りになります54億4,420万円となる見込みでございます。詳細については、それ以降の表にまとめてございます。

それから2番目のところでございますが、24年度の借入れを予定している16億9,190万円の償還については、その下の表に示しておりますとおり、25年度を第1回としまして平成31年度まで年に2億4,170万円を7回で行うことを考えております。

以上で、北対協の業務方法書の一部変更及び長期借入金についての説明を終わらせていただきます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の皆様から御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

特段、ございませんでしょうか。利率等、毎年同じような計算式でやっておりますが、委員会として了承の手続きを踏まなければいけないということで御報告を受けているところでございます。特に御意見ございませんでしょうか。

特段、ございませんようでしたら、業務方法書の一部変更及び長期借入金・償還計画につきまして、委員会として了承することとさせていただきます。どうもありがとうございました。どうもお疲れ様でした。

(北方領土問題対策協会関係者退室)

○山本委員長 議事次第によりますと、続いて国民生活センター関係の審議に移るところでございますが、今日は平素に増して極めてスムーズに審議が進んでおることと、国会対応の関係で消費者庁の出席予定者が3時過ぎにお見えになるということであり

ますので、3時を目途に暫時休憩ということにさせていただきます。
よろしく願いいたします。

(午後2時48分休憩)

(午後3時00分再開)

○山本委員長 それでは、再開させていただきます。

次は、国民生活センター関係の御審議をお願いいたします。まず、国民生活センターの中期目標期間も先ほどの北対協と同様でございます、平成24年度末で終了いたします。したがって、中期目標期間の業務実績の仮評価の取扱いにつきましてお諮り申し上げたいと思います。

まず、事務局から御説明をお願いいたします。

○池永政策評価広報課長 先ほどの北対協の場合と同様でございます、国民生活センターの場合も合わせてこの中期目標期間終了時におきましては評価委員会の審議で決定ということになっておりますけれども、担当する分科会において年度業務評価と合わせて中期目標期間での仮評価と見直し当初案の原案を作成していただくのが効率的であると考えられます。そこで、まずは夏までに国民生活センター分科会において原案を作成していただいて、8月の評価委員会で審議、評価を行い決定いただくという進め方でよろしいか、お諮りしたいと思います。これが、第1点でございます。

第2点は、やはり先ほどと同様、仮評価のフォーマットをお諮りしたいのですが、この参考5のフォーマットも毎年の年度評価の総合評価法を基に作成されているということでございますが、この様式で仮評価を今年の夏に行うことにしてよろしいか、併せてお諮りしたいと思います。よろしく願いいたします。

○山本委員長 それでは、この仮評価の進め方につきまして、それから参考5の仮評価表につきましても何か御質問、御意見がございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

この仮評価表は、私はもしかしたらメールベースではお送りいただいていたかと思いますが、仮評価表の裏は仮評価と関係する事項ということでございましょうか。夏に私どもが分科会及び評価委員会でこういうようなことを何かまとめるということですか。

○池永政策評価広報課長 これは、主務大臣が中期目標終了時に業務・組織の検討を行うことになっており、その際に評価委員会の意見を聞かなければならないとあるので、意見がある場合にはここに記述するということです。

○山本委員長 これは、いつもやっている中期計画のときには、こういうものが付いてくるということなんですね。この後にご報告いただく案件とはまた別ということと理解しておいてよろしいですね。

○池永政策評価広報課長 はい。

○山本委員長 わかりました。済みません。私の方がちゃんと踏まえておかなければいけないところですが、ちょっと今、確認させていただきました。

ほかに何か御質問、御意見ございますか。

それでは、特段ございませんようでしたら、先ほどの北対協と同様、国民生活センターに関しましても7、8月に分科会でまず仮評価、見直し案の原案を作成いただきまして、それを当委員会に御提案いただき、審議するという手順を進めたいと考えますので、委員の皆様あるいは分科会の皆様、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

続きまして、国民生活センターの在り方の見直しに関する検討状況につきまして御報告をいただきたいと思えます。それでは、消費者庁の方からよろしく願いいたします。

○林消費者庁地方協力課長 それでは、お手元にお配りしております資料4に基づきまして御説明をさせていただきたいと思えます。この資料は、一昨年末の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」、これが閣議決定されたわけですがけれども、それ以後の検討の動きについてまとめたものでございます。当初の部分は、この独法評価委員会でも御説明をさせていただいておりますので、ここについては少し簡略に説明させていただいた上で、最近の状況について御報告をさせていただきたいと思えます。

まず、一昨年末の閣議決定では、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含めて、法人の在り方を検討するというのが政府の方針として決定されましたので、これを受けまして平成22年12月に国民生活センターと消費者庁の幹部で、当事者からなるタスクフォースというものを立ち上げまして、半年余りにわたってここで検討を重ねてまいりました。このタスクフォースでは、平成25年度を目途に消費者庁に移管・一元化をするということの取りまとめをいたしました。

その下の3.をごらんいただきたいと思えますが、これを受けて当時の大臣以下の政務三役にお諮りをしたところ、この事務・事業の見直しの基本方針に沿って更に検討を進めるべきであるということ。それから、人事交流ですとか、あるいはその情報提供の在り方について、このタスクフォースでの結論を踏まえつつも先行的に取り組める事項については試行をやるべきだ。その評価も含めて、それまでは当事者同士で議論をしておりましたので、第三者を含めた検証の機会を設けて、一元化以外の選択肢も含めて改めて検証すべきだというのが当時の政務の判断でございました。

これを受けまして、昨年10月から「国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議」というものを立ち上げまして、ここで一元化以外の選択肢も含めて消費者団体の皆さんや、弁護士の方々にも参加いただいて議論をしていただきました。この検証会議での結論といいますか、その取りまとめは12月6日に行っていただきました。

4.の(3)の「中間取りまとめ」というところにその内容を書かせていただいで

おります。いろいろな選択肢がある中で、ここではその独立行政法人改革の結果として後継となる新たな法人組織というものが議論をされておりまして、そのアウトラインが示されておりまして、そのことを前提に、新たな法人組織に移行するのか、あるいは国に移行するのか、それとも第3の選択肢として新たな法人組織とは違う政府から独立した法人ですね。その趣旨は、独立行政法人改革の対象にならない法人という趣旨の御提案が委員からありまして、この3つを主な選択肢として議論していただきました。

この結果として、検証会議での中間取りまとめでは、国に移行することが現実的であるという結果でございました。特にその独法改革の結果として出てきます新たな法人組織については、そこへの移行が機能の継続的な維持と充実という点から見て、非常に不安があるというのが消費者団体の皆さんを始めとする意向であったものですから、この新たな法人組織への移行というのは当初から否定的な意見が非常に多くて、ではそのほかの選択肢として何があるかという意味で国へ移行することが現実的であると。

その移行先としては消費者庁、消費者委員会、あるいは内閣府本府と、ある意味で可能性のある選択肢はすべて広くその範疇の中に入っておりまして、こういったことを前提に引き続きその議論をした上で最終的な消費者行政にかかる体制の在り方について結論を得るように努めるべきだということでもございました。

また、一方で、先ほど少し御紹介をいたしました独立行政法人改革の対象にならない新たな形での政府から独立した法人といった御意見も消費者団体の皆さんを中心に強くて、こういう考え方についても選択肢の一つとして留意すべきだということも合わせて中間取りまとめの中では記載をさせていただいております。

おめくりいただいて裏面ですけれども、この検証会議での取りまとめを踏まえて昨年末、当時の大臣から政務としての判断というものを発表していただきました。それが5. のところの内容でございます。国民生活センターの機能については、すべてを維持しながら基本的に一体性を確保して充実させていくことが第一だということがその前提としてありまして、その上で国へ移行することが妥当であると御判断いただいたということでもございます。その意味で、今年の夏までに結論を得て、平成25年度を目途に国へ移行するということを決定していただいたということでもございます。

それを踏まえて6. 7. ですが、冒頭で恐らく独立行政法人改革の全体の動きの御紹介があったと思いますけれども、並行して行政刷新会議での動きがありましたので、ここの分科会報告、それからそれを受けた行政刷新会議決定、その次の閣議決定におきましても、その趣旨を基本的にはなぞる形で、消費者行政全体の機能を効率化・強化して、国民の安全・安心を確実に担保するために、平成25年度を目途に本法人の機能を国に移管すべきであるという結論を得ていただいて、閣議決定をしていただいたということでもございます。ですから、この24年1月の閣議決定の中では、平成25年

度を目途に本法人の機能を国に移管すると、ここまで政府として決定をさせていただいたということでございます。

ただし、移管の在り方、その新たな組織の在り方については具体的にその形をここで決めたわけではありませんので、今、新たな検討組織として「国民生活センターの国への移行をふまえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」というものを設けさせていただいて、本委員会の前の委員長をしていただいております大森先生に座長をお願いして、ここで改めて具体的な国への移行の在り方について検討させていただいております。これまでに4回ほど開催させていただいて、消費者行政推進会議で消費者庁創設の際の議論をしていただいた有識者の方ですとか消費者団体の皆さん、あるいは弁護士の皆さん、そういった方にもお越しをいただいておりますヒアリングをまずさせていただいて、論点整理をこれまでしてきているところでございます。

これから具体的なその組織論に順次入っていくところというタイミングでございます。この夏までに組織要求や法令の準備ということもございまして、取りまとめを行っていただく予定にしております。

私からは、以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告につきまして、御質問、御意見がございましたら御発言をよろしくお願いたします。特にございませんでしょうか。

前委員長の大森先生はなかなかお役御免にならずに、引き続きこちらの方で御尽力いただいているということのようでございますが、特にございませんでしょうか。

そうしましたら、これはもともと御報告を承るという性格の問題ですが、私たちの業務にも関係する動向でございますので、引き続き注視してまいりたいと考えます。

本日は、御足労いただきまして誠にありがとうございました。

(国民生活センター関係者退室)

○山本委員長 それでは、事務局の方から今後の評価委員会の予定につきまして御説明をお願いいたします。

○池永政策評価広報課長 それでは、資料5をごらんください。

次回の評価委員会は既に日程調整をさせていただいて、8月27日月曜日の14時から開催ということをお願いしたいと思います。次回は、各分科会から業務実績の報告をいただきまして、北対協と国センにつきましては中期目標期間終了時の仮評価、また中期目標終了時の組織・業務の見直しの当初案を決定していただくということになります。

先のことではございますけれども、8月27日ということで大変暑さが予想されますし、またお忙しい先生方に御足労いただくこととなりますけれども、次回も御出席賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○山本委員長 ただいまの御説明につきまして、何か御質問等はございますでしょうか

か。

特にございませんようでしたら、資料5にお示ししているようなスケジュールで今後進めていきますので、皆様よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、以上をもちまして、本日予定されていた議題はすべて終了いたしましたので、これをもって委員会を閉じさせていただきます。

どうも御審議に協力いただきまして、ありがとうございました。